

# 安平町公共施設等総合管理計画（案）に 関する意見募集要領

安平町公共施設等総合管理計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 1. 意見募集の対象

安平町公共施設等総合管理計画(案)

## 2. 公表する資料

- ①安平町公共施設等総合管理計画(概要版)
- ②安平町公共施設等総合管理計画(案)

## 3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
  - ・総合庁舎 建設課 施設グループ
  - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。

## 4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
  - ・総合庁舎 建設課 施設グループ
  - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 建設課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。  
総合庁舎 建設課（0145-22-3006）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。  
建設課：kanzai@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による受付はしません。

## 5. 意見募集期間

令和5年12月5日 ～ 令和5年12月25日 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：12月25日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日含む）  
意見募集期間の締切日は、12月25日（月）17時15分まで。

## **6. 提案対象者**

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## **7. 意見集約による公表及び意見に対する応答**

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
  - ・総合庁舎 建設課 施設グループ
  - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

## **8. その他**

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

## **9. お問い合わせ先**

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地  
安平町役場 建設課 施設グループ  
電話：0145-22-2516 FAX：0145-22-3006  
E-mail：kanzai@town.abira.lg.jp